

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019年（令和元年）7月31日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 青山王子ショッピングタウン

所在地 福山市王子町一丁目3番ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

(ア) 敷地内駐車場 80台

(イ) 敷地内駐車場① 17台

(ウ) 敷地内駐車場② 38台

(変更後)

(ア) 敷地内駐車場 126台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

(ア) A棟北西側 32台

(イ) A棟北東側 26台

(ウ) B棟西側 10台

(変更後)

(ア) A棟北西側 32台

(イ) A棟北東側 26台

(ウ) B棟東側 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

(ア) A棟南西側 66㎡

(イ) B棟南西側 25㎡

(変更後)

(ア) A棟南西側 66㎡

(イ) B棟北側 25㎡

- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)
ア A棟南西側 9.00m³
イ B棟南西側 5.00m³
(変更後)
ア A棟南西側 9.00m³
イ B棟南側 5.00m³
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
開店時間 午前10時00分
閉店時間 午後9時00分
(変更後)
24時間営業
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前9時30分～午後9時30分
(変更後)
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)
ア 駐車場 No. 1 6箇所
イ 駐車場 No. 2 2箇所
ウ 駐車場 No. 3 3箇所
(変更後)
ア 駐車場 No. 1 7箇所
- 3 変更する年月日
2019年(令和元年)10月3日
- 4 変更する理由
一部店舗の建替えに伴う施設配置と運営方法の変更のため
- 5 届出年月日
2019年(令和元年)7月23日
- 6 縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)
- (2) 縦覧期間
2019年(令和元年)7月31日から2019年(令和元年)12月2日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年（令和元年）12月2日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課